6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「中央合同庁舎第５号館別館⑵4改修設計業務△△・××共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和６年７月16日付け支出負担行為担当官　国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

大和御所道路曲川高架橋（Ｐ26・Ｐ29）上部工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和６年７月16日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　工事名　大和御所道路曲川高架橋（Ｐ26・Ｐ29）上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
2　工事場所　（自）奈良県橿原市曲川町７丁目地先
（至）奈良県橿原市新堂町地先
3　工事内容　工事延長　Ｌ＝170m、鋼３径間連続細幅箱桁橋　Ｌ＝170m（最大支間長60m）、鋼橋上部　工場製作工１式、鋼橋架設工（多軸台車・クレーン架設）１式、橋梁現場塗装工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、鋼橋足場等設置工１式、仮設工１式
4　工期　契約締結日の翌日から令和９年２月26日までの期間の中で落札者が設定した実工事期間。
5　申請の時期
令和６年７月16日から令和６年８月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。
なお、令和６年８月23日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和６年７月16日から令和６年11月13日までの休日を除く毎日９時00分から18時00分まで。
ただし、上記交付方法による入手ができない特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に対しては、〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141㈹）において交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる⒜及び⒝を添付して、原則として電子メールにより提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。
⒜　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
⒝　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和６年７月16日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）等。
提出先は次のとおりとする。
電子メールアドレス
kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp
なお、電子メールの件名は「特定ＪＶ申請書」とし、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141㈹）に連絡すること。電話連絡がない場合は申請を受理しない。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定ＪＶとしての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年３月29日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、令和６年３月29日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。
⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。
⒜　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
⒝　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⒜の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⒞　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒟　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。
⒜　特定ＪＶの構成員のうちの１社は、平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）から４）までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ―20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。
２）橋梁形式が、単純鈑桁橋を除く鋼橋の製作・架設工事。
ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
３）最大支間長が25m以上であること。
４）下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン工法
・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）
ただし、上記１）から４）までは同一工事の実績であること。
なお、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記５）及び６）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること